# 令 和 ５ 年 度

# 米子市会計年度任用短時間勤務職員採用試験

# 受　　験　　案　　内

## （ 学 校 主 事 ）

令和６年４月１日以降採用

令和６年３月５日掲示
米子市教育委員会

## 【試験日・試験場所】

| 試　　験　　日 | 試　　験　　場　　所 |
|---|---|
| ※応募者に別途お知らせします。<br>申込後、随時試験を実施します。 | ※応募者に別途お知らせします。<br>（米子市錦町一丁目１３９番地３<br>ふれあいの里を予定） |

※ 試験当日は、会場への自動車の乗り入れを禁止します。

## 【受付期間】

令和６年３月５日（火）～令和６年４月３０日（火）

**※応募の状況により、受付期間を短縮する場合があります。**

（米子市の休日を定める条例（平成１７年米子市条例第４号）第２条第１項に規定する市の休日を除きます。）

○　受付時間　８時３０分　～　１７時１５分

○　郵送による申込みの場合は、４月３０日必着で受け付けます。

## 【採用職種・採用予定人員・職務内容】

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職　務　内　容 |
|---|---|---|
| 学校主事 | １人程度 | 米子市立の小学校又は中学校において、学校の環境整備その他の業務（以下「学校業務」といいます。）に従事します。<br>・学校行事の準備及び片付け、接客対応、印刷などの校務に関すること。<br>・清掃、草刈り、軽易な修繕などの学校の施設の管理に関すること。 |

## 【受験資格】

普通自動車運転免許を有する方（AT 限定可とします）

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条の規定により、次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

⑴　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

⑵　米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

⑶　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 【試験方法】

| 区　分 | 試　験　の　内　容 |
|---|---|
| 面 接 試 験 | 人柄及び学校業務に関する適性などについて、面接を行います。 |

## 【合格者の発表】

| 発　表　時　期 | 発　　表　　の　　方　　法 |
|---|---|
| 随　　時 | 合否については、受験者へ郵送により通知します。 |

## 【合格者の採用及び勤務条件】

| | |
|---|---|
| 採　　用 | **令和６年４月１日以降** |
| 身　　分 | 会計年度任用短時間勤務職員 |
| 報　　酬 | 報酬は、<br>月額１２５，４９６円（高卒以下）<br>月額１３２，３０９円（短大卒）<br>月額１４０，７４８円（大学卒）です。<br>このほかに、通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。 |
| 勤　　務 | 米子市立の小学校又は中学校に勤務します。<br>勤務時間は、原則として１週間当たり３０時間で、月曜日から金曜日までの間で学校長が勤務形態を考慮して定めます。 |
| 任用期間 | 任用期間は、令和７年３月３１日までです。任期満了後、再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続５年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮のうえ決定します。（職の改廃等がある場合を除く。）<br>再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて任命権者が定める上限の範囲内で、再度報酬額を定めます。 |
| そ　の　他 | 健康保険（鳥取県市町村職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険の適用があります。 |

## 【受験手続】

| | |
|---|---|
| 申　込　先 | 米子市教育委員会事務局　こども施設課<br>〒６８３－０８１１　　米子市錦町一丁目１３９番地３<br>ふれあいの里１階<br>電話（０８５９）２３－５４２３<br>【郵便で申し込む場合】<br>封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。 |
| 提　出　書　類 | **受験申込書及び自己紹介カード　各１部**<br>**返信用封筒　１部**<br>〇受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付してください。<br>〇返信用封筒には、受取人の住所、氏名及び郵便番号を記入し、８４円切手を貼った返信用封筒を同封してください。 |
| 受験票の交付 | 申込者には、後日受験票を交付しますが、受験日までに到着しないときは、米子市教育委員会事務局こども施設課まで問い合わせてください。［電話（０８５９）２３－５４２３］ |

## 【その他】

1　受理した提出書類は、返却しません。
2　詳しいことは、米子市教育委員会事務局　こども施設課へお尋ねください。